

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	担当課（室）
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 県内搬入処分事前協議書の提出が不要な産業廃棄物の指定 ○ 保安林の指定予定 ○ 保安林の解除予定 〃 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 種畜証明書の書換交付 ○ 土地改良区役員の退任届 ○ 農用地利用配分計画の認可 ○ 公共測量の実施 【選挙管理委員会】 ○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載）	循環型社会推進課 循環型社会推進課 治山課 〃 〃 道路整備課 〃 畜産課 耕地課 農村振興課 監理課 選挙管理委員会	○ 選挙権を有する者の総数の三分の一の数 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 ○ 資金管理団体の届出事項の異動 ○ 資金管理団体の指定取消し 【公安委員会】 ○ 駐車監視員資格者に係る講習の実施	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 交通指導課	選挙権を有する者の総数の三分の一の数 政治団体の名称等の公表 政治団体の代表者等の異動 政治団体の解散 資金管理団体の名称等の公表 資金管理団体の届出事項の異動 資金管理団体の指定取消し 【公安委員会】 駐車監視員資格者に係る講習の実施	担当課（室）

◎岡山県規則第六十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第三条の二を第三条とする。

第四条中「除く。以下この条及び」を「除く。」に改める。

第七条第一項中「省令」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）」に改める。

第九条第一項中「ばいじん及び」の下に「これらを処分するために処理したもの並びに」を加え、同項第三号中「カドミウム、シアン、有機燐化合物、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀化合物」を「アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物」に、「セレン」を「セレン又はその化合物」に改め、同号イ中「カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀化合物」を「アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物」に、「セレン」を「セレン又はその化合物」に改める。

第十二条第二項第十三号中「未成年」を「未成年者」に改める。

第十八条の四第二項第七号中「第十八条の三第一項」を「第十八条の二第一項」に改め、同条第三項第二号中「第十八条の三第二項」を「第十八条の二第二項」に改める。

第十九条中「届けなければ」を「届け出なければ」に改める。

第二十条第一項中「法」を「法第十五条の四の二第一項又は」に、「もの」を「もの、再生利用個別指定に係るもの及び知事が指定したもの」に、「当該産業廃棄物の最初の県内搬入処分予定日の三月前までに」を「あらかじめ」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

四 その他知事が必要と認める書類

第二十条第五項中「当該変更予定日の一月前までに再び知事と協議しなければ」を「あらかじめ知事と協議し、その承認を得なければ」に改める。

第二十一条第一号を削り、同条第一号の二中「様式第一号の二」を「様式第一号」に改め、同号を同条第一号とし、同条第二号中「第三条の二」を「第三条」に改める。

様式第一号を削り、様式第一号の二を様式第一号とする。

様式第十四号中「処理いたしたく」を「処理したいので、」に、「委託する収集、運搬業者及び処分業者」を「受託する者」に、「指導」を「指導し」に、「最終処分地等において問題を」を「当該産業廃棄物の処理に関して問題が」に、「より指示される事項」を「の指示」に、「協議いたします」を「協議します」に改め、同様式の別紙を次のように改める。

別紙

排出する産業廃棄物の種類及び量		種 類				
		量	t, m ³ /日	t, m ³ /日	t, m ³ /日	t, m ³ /日
岡山県内に搬入する産業廃棄物の種類及び量		種 類				
		量	t, m ³ /日	t, m ³ /日	t, m ³ /日	t, m ³ /日
排 出 施 設		施設名				
		工程名				
処 理 の 内 容	収 集 運 搬	自己, 委託（業者名 _____ , 許可番号 _____ ） 運搬方法及び量 _____ 運搬先 _____				
	処 分	自己, 委託（業者名 _____ , 許可番号 _____ ） 処分方法 _____ 場所 _____ 設備（中間処理の場合のみ記載） _____ 処理による量の増減（中間処理の場合のみ記載） _____ 最終処分の量（最終処分の場合のみ記載） _____ 処分上の注意事項 _____				
備考 (担当者氏名) (連絡先) _____ _____						

（添付書類）

- 1 当該産業廃棄物の分析証明書
- 2 当該産業廃棄物の排出工程図
- 3 当該産業廃棄物を処理する処理業者との契約書の写し
- 4 その他知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(岡山県事務処理規則の一部改正)

3 岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三循環型社会推進課の部1の項3中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(17)までを
一ずつ繰り上げる。

◎岡山県告示第六百十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年岡山県規則第六十一号。以下「規則」という。）第二十条第一項に規定する知事が指定する産業廃棄物を次のとおり定め、平成二十七年一月一日から施行する。

平成二十六年十二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

規則第二十条第一項に規定する知事が指定する産業廃棄物は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物をいう。）とする。

◎岡山県告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年十二月十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市宇治町遠原字新田向二二一五、二二一六、二二二二の一、二二二四、二二六四、二二六五、字新田ノ向二二一七、字家ノ向二二一八、字大スリノ上二二三三、字神原隠地二二六六、字飯部渡り二二六七の一、二二六七の二、二二六八、字クロセ二二六九、字イノ辻二二七〇の一、二二七〇の二、字イノツジ二二七一、二二七二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

加賀郡吉備中央町下加茂字真瀬良一七七四の一から一七七四の四まで、一七九三の

一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに高梁市役所及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十六年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

備前市大内字向山一〇四の一六、一〇四の二五、一〇四の二六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

一 解除予定保安林の所在場所

備前市大内字向山一〇四の二四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

総社市小寺字西ノ奥一五五二の二三、一五五二の二五、一五五二の二七、一五五二の二八、一五五二の三〇、一五五二の三二、一五五二の三三、字尻坂一五七〇の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

◎岡山県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 智頭勝田線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員	延 長
美作市久賀字穴渕二〇一番三地先から 美作市久賀字長畑ケ二〇〇番八地先まで	新	一一・〇 五	三〇八・〇
美作市久賀字穴渕二〇一番三地先から 美作市久賀字長畑ケ二〇〇番八地先まで	旧	一一・〇 二四・五	三〇八・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 智頭勝田線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員	延 長
美作市右手字大熊谷二五八一番五地先から	新	九・〇 〇	一四〇・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 北房井倉哲西線
三 道路の区域

美作市右手字立木隠谷二五八六番三地先 まで	
美作市右手字大熊谷二五八一番五地先 ら	
美作市右手字立木隠谷二五八六番三地先 まで	
旧	
九・〇 一七・〇	三七・五
一四〇・〇	

新見市哲多町荻尾字カマトコ一五七九番 一地先から	新見市哲多町荻尾字カマトコ一五七九番 一地先から	新見市哲多町荻尾字室宇峠一五九一番四 地先まで	新見市哲多町荻尾字カマトコ一五七九番 一地先から	新見市哲多町荻尾字室宇峠一五九一番四 地先まで
新	旧	幅員	延長	
四・二 二一・〇	四・二 一四・〇	(メートル)	(メートル)	
一七二・〇	一七一・〇			

◎岡山県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類		路線名		区間		供用開始年月日	
県道		智頭勝田線		美作市久賀字穴渕二〇一番三地先から 美作市久賀字長畑ケ二〇〇番八地先まで		平成二十六年十二月十九日	
北房井倉哲西線		新見市哲多町荻尾字カマトコ一五七九番一地先から 新見市哲多町荻尾字室宇峠一五九一番四地先まで		美作市右手字大熊谷二五八一番五地先から 美作市右手字立木隠谷二五八六番三地先まで			

〔五二四〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十六年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
10859702759	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町312 一般社団法人家畜改良事業団前橋種雄牛センター
10859702759	種畜の名前の変更	芳平茂	芳平茂60
11339759669	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町312 一般社団法人家畜改良事業団前橋種雄牛センター
11366584074	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町312 一般社団法人家畜改良事業団前橋種雄牛センター
11377793007	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町312 一般社団法人家畜改良事業団前橋種雄牛センター
11348143039	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町312 一般社団法人家畜改良事業団前橋種雄牛センター

〔五二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定によ
り、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成二十六年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

足守土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

事の別

目笠 秋良

岡山市北区足守一六二八―二

理事

〔五二六〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十六年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住 所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
農事組合法人 高円宮農組合	勝田郡奈義町高円九二四 一―	勝田郡奈義町行方字久保田一三―一他十 八筆	
農事組合法人 西原宮農組合	勝田郡奈義町西原五三一 一―	勝田郡奈義町西原字河内が元六六二―一 〇他十七筆	
農事組合法人 フレンジファ ーム福井	津山市福井二〇二二―四	津山市福井字前田一八六二―一他三筆	
井上 進	津山市里公文二一四	津山市里公文字山本一三一八他二筆	
神田 庄一	津山市野村七三	津山市野村字三反田三六七―一他七筆	
太田 裕恭	津山市油木上六六四―一	津山市戸脇字大塔下六六〇他一筆	
尾島 宏明	津山市新野東六四四	津山市田熊字小高尾四九七他十筆	
中尾 幹雄	津山市河面八八八	津山市福井字七回り一三九〇他十筆	

二 認可年月日

平成二十六年十二月十五日

三 申請年月日

平成二十六年十一月十七日

〔五二七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市中区関、乙多見、高屋
測量の種類	公共測量（不動産登記法第十四条地図作成）
測量期間	平成二十六年十二月十一日から平成二十七年二月二十七日まで

◎岡山県選管告示第九十号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表病院の項中「倉敷市玉島柏島五四一七」を「倉敷市玉島柏島五二〇九一」に、「健寿協同病院」を「コープリハビリテーション病院」に改める。

◎岡山県選管告示第九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する岡山海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、八八二である。

平成二十六年十二月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

◎岡山県選管告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十六年十二月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等
の区域を単位とし
て設けられた支部
届出年月日

次世代の党岡山県議会第一支部

千田 昌寛

岡 浩司

倉敷市倉敷ハイツ三ー一

〇 平成二六・一一・二〇

次世代の党津山市議会第一支部

竹内 邦彦

竹内 登美

津山市総社一〇三

〇 平成二六・一一・二〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

伊東ゆうき後援会

伊 東 裕 紀

伊 東 直 樹

倉敷市児島味野一七ー九

平成二六・一一・七

大月ひろ光後援会

大 月 博 光

大 月 まり子

玉野市田井四一三ー三六

〃 〃

笠木よしとか後援会

笠 木 義 孝

岸 本 勝 己

勝田郡奈義町久常三三九

〃 一一・四

高橋とおる後援会

高 橋 徹

中 尾 浩 史

岡山市中区円山一〇七

〃 一一・二五

田口浩二後援会

田 口 浩 二

田 口 浩 二

津山市上横野三七七

〃 一一・二一

花岡栄太郎後援会

横 手 強

板 野 杏 子

岡山市中区平井三一九九六ー四二二

〃 一一・七

山本いく子後援会

山 本 育 子

山 本 誠 市

玉野市宇野八一〇ー一

〃 〃

◎岡山県選管告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年十二月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

おかやま未来フォーラム

政治団体の名称

おかやま未来フォーラム

花岡栄太郎後援会

平成二六・一一・七

クラレ労働組合よりよい地域社会を作る会

会計責任者

渡辺祥一

角田毅

〃 一一・六

ささい茂智後援会

〃

笹井順子

薬師寺公四郎

〃 一一・一八

高井崇志後援会

国会議員関係政治団体の

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第二号に係る

国会議員関係政治団体以外の政治団体

〃 一一・二八

区分

国会議員関係政治団体

（公職の種類）

衆議院議員

（公職の候補者の氏名及び公職の種類）

高井崇志、衆議院議員

主たる事務所の所在地

岡山市北区西辛川四二二一

岡山市北区西辛川七〇六一二

〃 一一・一二

にしま宜人後援会

主たる事務所の所在地

岡山市北区西辛川四二二一

岡山市北区西辛川七〇六一二

〃 一一・一二

◎岡山県選管告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年十二月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

一井あきこを応援する会

一井 暁子

平成二六・一一・一一

伊東ゆうき後援会

伊東 裕紀

〃 一〇・三一

◎岡山県選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十六年十二月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

資金管理団体の届
出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

届出年月日

高 橋 徹

岡山県議会議員

高橋とおる後援会

岡山市中区円山一〇七

高 橋 徹

平成二六・一一・二五

◎岡山県選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
平成二十六年十二月十九日

岡山県選挙管理委員会
委員長 岡本研吾

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
高井崇志	衆議院議員	高井崇志後援会	公職の種類	衆議院議員	岡山市長
花岡栄太郎	岡山市議会議員	おかやま未来フォーラム	資金管理団体の名称	おかやま未来フォーラム	花岡栄太郎後援会

◎岡山県選管告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。

平成二十六年十二月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日
一 井 暁 子	岡山県知事	一 井 あ き こ を 応 援 す る 会	岡山市北区弓之町一〇―二五	一 井 暁 子	平成二六・一一・一三

◎岡山県公安委員会告示第百九十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者に係る講習を次のとおり実施する。

平成二十六年十二月十九日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

区分	実施年月日	時 間	実 施 場 所
講習	平成二十七年二月十九日及び同月二十日の二日間	午前九時から午後五時四十五分まで	岡山市北区御津中山四四番地三 岡山県運転免許センター三階 共用会議室
考查	平成二十七年二月二十七日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	

二 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書 一通

2 提出先

郵便番号七〇〇一〇〇一二

岡山市北区いずみ町一一番三〇号

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策室

3 提出方法

2の提出先へ持参すること。

なお、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添えること。

4 提出期間

平成二十七年一月十三日（火曜日）から同月三十日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時まで

三 受講定員

五十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

四 受講手数料

二万円。受講申込書に岡山県収入証紙を貼付することにより納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 修了考査

- 1 一の講習の受講を修了した者を対象に修了考査を実施する。
- 2 1の修了考査に合格した者のみ駐車監視員資格者講習の課程修了者とし、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

六 その他

- 1 代理受講は認めない。
- 2 受講申込書を受理後、受講日等を指定した受講票を送付する。
- 3 五の1の修了考査に合格した者が、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証を交付しない。
 - (1) 十八歳未満の者
 - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - (4) 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国
家公安委員会規則第二十三号）第三条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行
うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）
第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の
指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過
しないもの
 - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (7) 心身の障害により、確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断又は意

思疎通を適切に行うことができないと認められる者

- (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過しない者

- 4 二の1の受講申込書は、岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策室及び県内の各警察署の交通課又は交通第一課の窓口で、二の4の提出期間内に交付する。また、岡山県警察のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

- 5 二の1の受講申込書の提出の際、受講する者の住所、氏名、郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒（八十二円分の切手を貼ったもの）一枚を提出すること。

- 6 問い合わせ先

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策室

電話番号 ○八六―二三四―〇一一〇（内線五二六一）